

○内閣府
総務省 令第五号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、及び特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）を実施するため、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年六月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 石田 真敏

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律施行規則（平成十四年総務省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>付録様式一（第10条第2項関係） [様式 略]</p> <p>注1 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A列4番</u>とすること。 [2・3 略]</p> <p>付録様式二（第10条第4項関係） [様式 略]</p> <p>注1 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A列4番</u>とすること。 [2 略]</p>	<p>付録様式一（第10条第2項関係） [様式 同左]</p> <p>注1 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A列4番</u>とすること。 [2・3 同左]</p> <p>付録様式二（第10条第4項関係） [様式 同左]</p> <p>注1 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A列4番</u>とすること。 [2 同左]</p>

備考 案文中「」の記載は付録の様式。

附 則

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。